

吉備国際大学
社会福祉学部研究紀要
第12号, 103-112, 2007

市民社会を担う「個の確立」概観

米良 重徳

A Survey on the “Establishment of an Individual” Bearing the Civil Society

Shigenori MERA

Abstract

The civil society is deeply rooted in the notion that sovereign power resides with the people, which is one of the three major fundamental principles provided by the Constitution of Japan. There is no room for doubt that Japan intended to build up a civil society at the very point when she accepted this fundamental principle into the Constitution.

On the other hand, however, in order to realize this goal, it is a premise that each person is committed to the “establishment of an individual,” as might be expected of a citizen. But I can't help recognizing frankly that the premise has not penetrated through the nation so easily.

In this short thesis, through a historical survey on the aspect of Japan, who hardly faced the “individual,” and by examining its cause, I'd like to introduce the present recognition that the “establishment of an individual” has finally got under way toward the construction of the civil society despite all difficulties.

Hopefully, there is possibility that such a society will be accomplished in the 21st century.

Key words : Civil Society, Establishment of an individual, NPO Movement

キーワード：市民社会、個の確立、NPO 運動

序 今なぜ市民社会？

2000年9月24日、私は韓国ソウルにて開催されたアジア太平洋YMCA同盟主催の「市民社会確立のためのコンサルテーション」に参加していた。アジア太平洋地域にある10カ国のYMCAの代表者24名が参加し、市民社会確立のためにYMCAができることは何かについて協議を行った。その協議の中で特に私の興味を引いたのはオーストラリアの代表者

が自分の国では市民社会という言葉をほとんど聞くことがないと、スリランカとインドの代表者が私たちの国では実情として市民社会の概念に当てはめることは難しいと、シンガポールの代表者は政府との関係に配慮が必要であると語られたことそして日本・韓国・香港の代表者が最も熱心に協議に参加したことであった。オーストラリアでは言葉にしなくてももう当たり前の概念になっていると推測される

吉備国際大学社会福祉学部福祉ボランティア学科
〒716-8508 岡山県高梁市伊賀町8

Department of Welfare and Volunteer, School of Social Welfare, KIBI International University
8, Iga-machi, Takahashi-city, Okayama, Japan (716-8508)

が、それにしても国の事情を見事に表しているようでおもしろかった。

2001年8月1日、NPO 支援を使命とする「岡山 NPO センター」の設立総会が開催された。これを機にミッションパンフレットを作成しようと理事たち12名が集まって、キーワードをさぐるワークショップを行った。この時最も多く用いられた言葉が「市民社会」という言葉だった。

国立情報学研究所が提供するデータベースである NACSIS-IR の「雑誌記事索引（国立国会図書館）」によれば、わが国における学術論文の中で「市民社会」というキーワードを論文タイトルならびに書誌記事の中に含む文献の数が1995年以降急激に増加しているとのことである¹⁾。

最近私のまわりでも「市民社会」という言葉が頻繁に使われるようになったが、「市民社会」という言葉が何となくのイメージで使われ、厳密にその意味を共有しているとは感じていない。「市民社会」という言葉はイギリスやフランスの市民革命の後に形成されていった「市民」の社会という意味合いが最もそれらしく感じるのであるが、古代ギリシャ・ローマ時代の都市国家の担い手として「市民」という言葉が使われていたということを思うとかなり古くから使われていた概念ともいえる。もっとも国家にしてはきわめて規模の小さい都市国家の「市民」と絶対主義王制を経た国家における「市民」とは似ているものもあるが、時代的背景はあまりにも異なると言わざるをえない。私自身はこの「市民社会」を第16代アメリカ合衆国大統領リンカーンの言葉のスタイルを借りて、「市民の、市民による、市民のための社会」と定義したい。とすれば市民は誰かということがきわめて重要な問題となるが、歴史的には古くは古代ギリシャ・ローマ時代の都市国家の担い手であり、近代では市民革命の担い手である中産商工業者（ブルジョア市民）が当てはまるが、現代の市民はボランティアや NPO 運動の担い手に見ら

れるような自立、自律、主体性、自発性、自己責任、社会貢献、公共心、思いやりなど「個の確立」の概念を備えた個人ととらえることができる。彼らが形成する市民社会は国家の原理と市場の原理と市民の原理がそれぞれに緊張関係を持ちながら、バランスよく配置されている社会である。

今、日本の社会で「市民社会」という言葉が頻繁に使われるようになったのは、今まで国家の原理と市場の原理で圧倒されてきた社会的仕組みに綻びが現れ、そこに市民の原理が入りこみ、世の中の仕組みが革命的に変わろうとしているからである。日本の歴史を振り返ると、武士が登場した平安時代以降切腹という作法に代表されるように個を殺してでも集団を守る集団優先の生き方が幅を利かし、その生き方は明治以降の強力な中央集権国家においてさらに強化されて軍国主義化し、その破局後の戦後民主主義体制下においても会社のために命を捧げる企業戦士として形を変えて生き続けた。失われた10年と呼ばれる1990年代に入って、私たち日本国民はようやく私たちの社会の問題の本質に気づき始め、その解決の糸口を見出そうとしている。そのキーワードが「個の確立」である。ボランティア・NPO はその具体的な形の現れである。今、日本で静かな「市民革命」が進んでいるのである。

第1章 「個の確立」と戦前までの日本社会

1. 武家社会

欧米社会ではキリスト教の影響もあって自らの個を消し去る自殺を容認する風土はないが、日本の武家社会では自殺の一方法でもある切腹が社会にも容認されて頻繁に行われていた。切腹とは、武勇を誇示することを信条とした武士が自ら自分の生命を絶たねばならないとき、最も勇名と気力を要する方法として選び取った作法であり、それは「武士が罪を償ひ、過を謝し、恥を免れ、友を贖い、若しくは自己の誠実を証明する方法」であり、「感情の極度の

冷静と態度の沈着となくしては」実行できない武士にふさわしい「洗練せられたる自殺」だったのである²⁾。切腹は武家が台頭してきた平安時代後期にほつぽつ現われ、武士の時代の鎌倉時代に定着していったと言われている。戦国時代になると戦いに敗れた城主の切腹が目立つようになるが、自らが切腹することと引き替えに家臣たちの命を救うのである。江戸時代になると武士の刑罰としての切腹が一般的になる。これは武士身分が確立し、武士たる者への処遇として切腹がふさわしいと考えられるようになったからである。武士身分の確立とは鎌倉時代のご恩と奉公の関係の完成とも言われ、江戸時代には絶対的な藩主と家臣の関係がこれに当てはまる。即ち家臣は藩（藩主）の危機存亡のときには切腹をもって自らの命を捧げてこれを守るのである。いわゆる武士道精神が生まれ育っていったのである。

2. 明治中央集権国家から軍国主義国家へ

主に下級武士による革命とも言える明治維新は幕藩体制の崩壊そして近代ヨーロッパの学びからのスタートとなった。町中からはちょんまげや帯刀がなくなり、洋服が闊歩するようになり、一見またたく間に新しい国が現れたような錯覚に陥るほどであった。最初の10年で矢継ぎ早に改革が実施に移され、一方で混乱も進む中、国造りのために急速に中央集権化を進める明治政府は政治的そして精神的柱として天皇の存在を明確化した。

1889年（明治22年）に発布された大日本帝国憲法では第一条に「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」第三条に「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」第四条に「天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ」と記し、その他天皇に関する条項を最初の17条のうちにて定めている。社会体制は大きく変わったが、武家社会において確立した武士道精神は主に旧武士によって造られていった明治国家にそのまま引き継がれ、武家社会の藩主の

立場に天皇が取って代わった形になった。その後日本は大正、昭和と時代を下るにつれて軍国主義化し、軍人が幅をきかすようになると、武士道精神が先鋭化し、国民は天皇のために、国のために命を差し出すよう求められるようになった。切腹はもともと自主的な武士の作法であったが、幕藩体制が確立すると藩のために強制されるようになり、明治以降の中央集権国家では国のために命を強制的に求められるようになった。明治、大正そして昭和の戦前までの間、外国との戦争のたびに国民は国家（天皇）のために命をかけて戦った。進んで戦場に赴いた者もいたが、「非国民」というレッテルを貼られるのを恐れて、志と反して半ば強制的に赴かざるを得なかった者も多かった。特に太平洋戦争の終盤に行われた玉砕戦法や神風特攻隊の行動はアメリカ軍兵士の理解をはるかに超えるものであり、彼らを恐怖のどん底に落とし入れたが、自らの個の思いをすべて捨て去り、ただひたすら国のため天皇陛下のために命を捧げるこれらの日本軍兵士の行動は武士社会の伝統に裏付けられたものとも言える。

第2章 日本社会における「個の確立」へのチャレンジ

1. 日本国憲法の成立と戦後民主主義

① GHQ の民主化政策

1945年（昭和20年）8月14日にポツダム宣言を受諾して降伏した日本は9月2日に正式に連合国との間の降伏文書に調印し、アメリカ軍を中心とする連合国軍の占領下に入った。連合国軍は横浜に総司令部（以下GHQと称す）を設置し、次々と占領政策を実施するが、その基本目標は日本が再び世界の平和と安定に対して脅威とならないようにその軍事的能力を徹底的に解体することであった。そのために政治・経済・社会体制の全体主義的傾向を一掃し、個人の思いを基盤においた「民主化」が進められたのである。特に戦前の日本資本主義の不当に強い国

際競争力を解体することに力点を置いた「経済の民主化」が強力に進められた。「経済の民主化」は封建的経営主義を奉ずる家族コンツェルンである財閥の解体、低賃金労働者を大量に生み出す背景としての農村の地主的土地所有制を解体する農地改革、労働運動を抑圧する体制の解体である労働改革を3本柱とする³⁾。いずれも個人の思いを抑圧する体制からの解放であるということが出来る。

②日本国憲法と教育基本法

GHQは日本の非軍事化と民主化を進める占領政策を成功させるためには憲法改正がどうしても必要であると考え、1946年(昭和21年)2月GHQ主導による憲法改正の作業を短期間集中的に行った。新憲法は手続き上大日本帝国憲法を改正する形をとったが、当然自国アメリカ合衆国憲法が参考になったことは想像に難くない。アメリカ合衆国憲法は1788年に制定され、必要に応じて修正されてきた。前文に「われらとわれらの子孫の上に自由の恵沢を確保する目的をもって」とあり、三権分立主義にしたがって「連邦議会」「大統領」「連邦司法部」の順に述べられている。これらのことを踏まえて時代の流れに沿って、より必要とされるものがより徹底して日本国憲法に盛り込まれたという印象を持っている。特に前文と日本国憲法第三章国民の権利及び義務のところでの感が強い。前文では「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する」と述べられ、そして第十一条「基本的人権の享有と性質」第十三条「個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重」第十四条「法の下での平等、貴族制度の否認、栄典の限界」で述べられている個人の自由と平等に関する描写は圧巻である。また大日本帝国憲法の反面教師としての影響も興味深いものがある。大日本帝国憲法に引き続き、日本国憲法においても第一章が天皇であることそしてその位置づけが

180度変わったことを丁寧に述べているのは天皇の存在が日本国民にとっていかに重要であるかということを示している。また、大日本帝国憲法第二章臣民権利義務において「臣民」という言葉、第二十条の兵役の義務、第二十一条の納税の義務など義務条項が自由条項に先立っていることなども大日本帝国憲法の性格を見事に表していておもしろい。

さて、GHQが目指す日本国の非軍事化と民主化は憲法制定においてその骨格を明らかにしたが、その担い手を育てるために1947年(昭和22年)3月31日教育基本法が制定施行された。前文で「われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性豊かな文化の創造を目指す教育を普及徹底しなければならない」とあり、また第一条(教育の目的)で「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたっとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に満ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない」と記し、民主主義的教育理念を明示し、個というものに価値を置く方向性をしっかりと確認している。ただ、一方で日本国憲法作成から始まる一連の民主化政策の推進がGHQの強力なリーダーシップのもとに進められたことがお仕着せの改革であるという印象を与えたことも事実である。しかも戦前の行政官僚機構の大部分が残ったために、政治システムは明らかに変わって全体主義的でなくなったものの、その運用については集団主義的観念が色濃く影響を持ち続けた。そして何よりも長きにわたって育まれた日本国民の精神性がそう簡単には変わらないのである。

2. 青少年団体 YMCA の挑戦

① YMCA とは？

YMCAは1844年ロンドンにて創立されたキリスト教主義による国際的な青少年団体である。当時産

業革命が進行する中で、農村からやってきた青年たちの精神的な生活改善を促すことがそもそもの使命であった。当初わずか12名の青年有志で立ち上がったYMCAは瞬く間にイギリス各地そしてヨーロッパ、アメリカ、オーストラリアへと広がり、1855年にはパリにて世界大会が開催され、9カ国38のYMCAを代表する99名の青年たちが集まって、世界YMCA同盟が結成された⁴⁾。最初のYMCAが創立されてからわずか11年で世界YMCA同盟が結成されたことになるが、当時の通信・交通事情を考えると驚異的なことである。その後の発展状況を見ても、よほど歴史的必然性があったと考えることができる。日本のYMCAは北米経由で1880年（明治13年）に東京に設立されたのが最初である。その後1882年に大阪、1884年に横浜、1886年に神戸、1897年に札幌、1902年に名古屋、1903年に京都、1905年に仙台と次々に設立され、明治年間に欧米文化を紹介することに大いに貢献した。現在では世界の122の国に存在し、会員数約3000万人を擁する世界有数の国際青少年団体へと成長している。日本のYMCAは2005年6月現在34の都市と33の大学に存在し、会員数は106,111人である。活動内容も野外活動やユーススポーツなどの青少年健全育成活動から国際教育活動、幼児教育活動、保育園や高齢者施設運営などの福祉活動、専修学校運営などの職能教育活動まで幅広い活動を展開している。その教育理念はキリスト教精神にのっとり、一人ひとりの個性を大切に考えることに最も重点を置いている。

② YMCA 少年事業

日本のYMCAが北米経由であると先に述べたが、経由だけでなく設立当初から戦後復興を果たす1960年頃まで戦争中の一時期を除いて常に北米からの協力主事が来日して、日本のYMCA活動を指導してきた事実は重たいものがある。その中でも洞爺丸遭難時に自らの救命具を日本人に渡して命を落としたディーン・リーパー氏は小説「氷点」にもその様子

が紹介されて、有名である。このようなアメリカ人の影響を強く受けた日本のYMCAは明治時代前半には欧米文化の摂取に貢献したが、日本国が天皇を中心とする中央集権化を進めるようになってからもアメリカ的個人主義・民主主義の旗をかざして独自の立場を追い求め、孤軍奮闘した感があった。その中でも特に少年事業と呼ばれる活動はアメリカの影響が強いものであった。

1868年にニューヨークYMCAで始められた少年事業は当初は獄にいる少年やその他社会から見捨てられた少年たちのための宗教活動であったが、次第に少年たちのための楽しみとなるレクリエーション活動へと幅を広げていった。ただ、1900年くらいまでの少年事業はいわゆるFor Boysであり、大人たちが少年たちのためにするプログラムであった。その後少しづつ教育的要素が加わり、1920年代になると「少年たちの生活を中心に、少年たち自身の活動によって行われる」少年事業が確立するようになった。これらを理念的に支えたのが経験的自然主義と言われるジョン・デューイの教育思想であった。彼によると「教育とは各個人の成長を可能ならしめる条件を与えることであり、教育の目的は絶えざる成長それ自身にほかならぬ」と、そこで少年事業の教育目的は「理想的結果に向かって成長するに望ましい態度又は傾向の助長」にあると考えられた⁵⁾。

日本においては1909年（明治42年）に東京YMCAが「少年部」を設置、1916年（大正5年）に大阪YMCAが「少年義勇団」を創設するなど、徐々に少年のためのプログラムが生まれるようになったが⁶⁾、本格的な「少年事業」が開始されるようになったのは1921年（大正10年）に北米より協力主事としてG・S・パタソン氏が来日してからである。ちょうどこの頃北米で少年事業理論が確立し、その理論と方法論が直輸入されたということになる。彼は1932年（昭和7年）に帰米するまで日本の主事たちとともに少年事業の普及に努め、特に知的・身体

的・霊的・社交的生活の円満なるバランスの取れた発達を目的とする Four-Fold Program の紹介は「全人教育」として訳され、日本の教育界にも少なからず影響を与えた。そして彼が離日した翌年の1933年（昭和8年）3月大磯にて開催された第4回全国YMCA少年部主事会にて「基督教青年会少年事業綱領」が作成され、ついに彼の努力が結実した。日本の国が軍国主義的性格を強める中であっていかにかに挑戦的であったかそのポイントを紹介しよう。綱領によれば、少年事業の目的はキリスト教的人格の助長とキリスト教的理想社会の建設であり、事業の対象を心身発達の特異な時期にあたる10才より19才までのいわゆる10代の青少年に置く。そのための教育方法の特徴として、グループ指導・個人指導・プログラムの特徴があげられる。グループ指導とはグループを1つの小社会として設定するところから始まり、グループの目標を達成するために、それぞれが協力関係を有し、相互に人間的な関わりを持つことによってお互いに影響しあい、成長するようなグループ経験を通して青少年を健全に成長せしめるものである。教育の方法としてグループという形態が取られるけれども、そのグループは個人を抽象せるものではなくて、その眼目はあくまで1人ひとりの個人の成長にあるということである。グループは個人が成長するための手段であり、その意味においてグループ指導とともに個人の長所や欠点にも目を向け、個人を指導するのである。これが個人指導と言われるゆえんである。またそのプログラムの特徴として ①天分や興味を発見して、それを助長する機会を与えたい。②他人と協力して考えたり、仕事をしたりする習慣を助長したい。③自発的に物事をなす習慣を助長したい。④キリスト教的信仰を養わせしめたい。⑤生活の中に宗教的意義を発見せしめたい。⑥保健の習慣をつけしめたい。⑦気持ちよい礼儀を養わせしめたい。⑧学習の仕方を指導したい。⑨特殊技能を練習せしめたい。⑩国民性の特徴を助長

したい。⑪国際精神を涵養したい。などである⁷⁾。

時節柄戦前においてはこの綱領に沿った少年事業は十分に展開できなかつたが、戦後の復興期において社会の時流にも乗り、特に戦後民主主義の担い手育成のために、この綱領のもと活発に少年事業が展開されるようになった。

③グループワーク

戦後の日本はアメリカを中心とするGHQの強力な指導により、民主主義政策が進められたことは先に述べたとおりであるが、戦前からすでに北米YMCAの指導を受けていた日本のYMCAはこの時流を受けて、その担い手である人材育成に果敢に取り組んだ。その根本理念が1933年に発表された「基督教青年会少年事業綱領」である。戦後になって今改めて日の目を見る形となった。そして綱領において最も強調されたグループ指導と個人指導が具体的に「グループワーク」という方法論によって展開され始めたのである。

「グループワーク」は北米における19世紀後半から20世紀初頭にかけてのYMCA運動やセツルメント運動を主要な源流とするものであるが、1920年頃には用語としても定着するようになり、その理念や方法論などの研究が進められるようになった。1936年にはNASGW（全国グループワーク研究協会 National Association for the Study of Group Work の略）が組織され、1939年にはAASGW（米国グループワーク研究協会 American Association for the Study of Group Work の略）に改められるが、この全国組織を通じて更に研究が深められることとなった⁸⁾。「グループワーク」の定義として初期の2人の指導者のものを紹介させていただく。1935年のNCSW（全国社会事業会議 National Conference of Social Work の略）においてW・I・ニューステッターはグループワークを定義して「グループワークは教育的過程であって、(1)自発的なグループ参加を通して個人の発達と社会的適応を目的

とするとともに、(2) そのグループを社会的に望ましい諸目標を拡充する手段として活用することである」と述べている。またG・L・コイルは1937年版NCSW「年鑑」においてグループワークを次のように定義している。「ソーシャル・グループ・ワークは、通常、グループリーダーの援助を受けて、余暇を利用して、自発的に形成されたグループで行われる教育的過程である。その目的は、グループ状況にある諸パーソナリティーの相互作用を通じて、人びとの発達をはかることであり、かつ、共通の目的にむかっての統合的・協力的なグループ活動を提供するようなグループ状況を創出することである。」ニューステッターもコイルも、ともに、グループワークを教育的過程として捉えており、個人の成長と社会的改善をその目的としていた⁹⁾。その後グループワークは社会福祉援助技術の一環として用いられることが多くなり、治療的な役割が多くなるが、私は「個の確立」の観点からこの教育的過程としてのグループワークを今一度見直したいと考えている。

日本の「グループワーク」は戦後のYMCAの少年事業の復興過程において活発に用いられるようになった。「世界青年復興資金」からの援助を受けて、1949年京都YMCAの佐波江キャンプ場、1950年仙台YMCAの作並キャンプ場、1951年大阪YMCAの六甲キャンプ場、1952年神戸YMCAの余島キャンプ場、熊本YMCAの阿蘇キャンプ場、1953年名古屋YMCAの根の上キャンプ場、1956年横浜YMCAの真鶴キャンプ場などが次々と開設され、YMCA独自のキャビンタイプのグループを主体とする本格的な教育キャンプがスタートすることとなった。特に神戸YMCAの今井鎮雄は1950年(昭和25年)1月から約10ヵ月間アメリカでグループワークとキャンプの学びをした後、満を持して余島キャンプ開設の任にあたり、徹底したグループワークタイプのキャンプを実施し、当時大学生のボランティアリー

ダーとして今井の指導を受けた武田建がその後日本屈指のグループワーク研究者となるなど、指導者の育成にも力を注いだ。また日常のグループ活動も各地のYMCA会館で活発に展開され、1960年代半ばにその最盛期を迎えた。しかし、残念なことにその後は衰退の一途をたどり、現在ではグループ活動はほとんど姿を消してしまっている。キャンプは今も活発に実施されているが、グループワークタイプのキャンプは残っているものの主流ではなくなっている。グループワークは先に定義で紹介しているようにグループ活動を通して個人の成長を図ることに主眼が置かれている。つまりまずは個に焦点を置いていることが重要であるが、日本に入ってきたグループワークははじめのうちこそこの原理に忠実であったものの、時を経て活動が広がる過程の中で日本的思考形態即ち集団主義的思考形態に支配されていった。すなわち指導者がグループ内の個人よりもグループそのものを重要視し、ひいてはグループのために個がおろそかにされる逆転現象が起こっていったのである。日本人の「個の確立」が未だ十分でない時にグループワークが紹介されたことは結果的に不幸な結末となった。

3. 個に向き合う団塊世代の青春

①全共闘運動

共産党や社会党による既成左翼運動にあきたりなさを感じた大学生たちが、各大学にセクトを越えた連合体として作った全学共闘会議(以下全共闘と称す)の名を一躍全国に知らしめたのは1967年10・8羽田闘争である。1967年(昭和42年)10月8日三派全学連(共産同、中核派、解放派)を中心とする労学大衆が佐藤首相のベトナム訪問を実力で阻止すべく、ヘルメット・角材で武装して羽田空港に進撃し、機動隊とぶつかった。この衝突で一人の大学生が亡くなった。その後全共闘は政治闘争と学園闘争の両方面で活発に運動を展開するが、この全共闘運

動は今までの左翼運動とは精神的に際立った違いがあった。既成左翼は自らを「善」とし、現存体制を「悪」と考えて体制変革を訴えてきたが、新左翼と呼ばれる全共闘は自らが大学生として既成の体制の一員であることを自覚し、体制側の加害者である自己を否定することなしに体制変革の運動が始まらなうと考えたのである。まず自分という個に向き合う姿勢は今までになかった運動スタイルである。こうした考え方は直接闘争に関わらなかつた同年代の団塊世代の若者にも大きな影響を与えた。全共闘運動そのものはその後セクト間の争いが激しくなり、連合体としての組織形態を失っていく一方で、同一の組織内でも総括と称して個人間の争いが顕在化し、急速に自己崩壊をしていく。1972年（昭和47年）浅間山荘事件を起こした連合赤軍はその際たるもので、多くの仲間同士が殺し合っていることが明るみになった。このことも個に向き合ったものの「個の確立」が進んでいない未熟さゆえ起こった悲劇と考えることができるだろう。

②団塊世代の若者文化

同じ団塊世代で、個と向き合いつつ身体を張って体制変革に挑む若者がいる一方で、音楽の世界で個を発揮しようとする若者たちがいた。グループサウンズの面々である。それまでの流行歌は作詞家がい、作曲家がい、そして歌手がその指導の下に歌を歌うというスタイルであったが、グループサウンズの特徴はごく普通の若者が自分たち自らの手で歌・歌詞を作りそして自らが歌うということである。ある意味では若者が歌を通して自己主張をしているのである。誰でもがこの作業に気楽に参画できる可能性があるということは画期的な出来事であった。若者が自らの手で文化を切り開いたのである。

また、結婚観もこの団塊世代が大きく変えた。厚生労働省の調査によれば、1965年～1969年に結婚した人では、恋愛結婚が全体の48.7%、見合い結婚が44.9%だったのに対して、1970年～1974年ではそれ

ぞれ61.5%、33.1%となっている。つまり団塊世代は恋愛結婚が明らかに多数派になった世代なのである。当時の団塊世代にとっての恋愛結婚の意味は、想像する以上に大きい。それは、親や家制度に縛られない、自由で、民主的で、個人の思いを第一に考える結婚を意味した¹⁰⁾。

4. 高度経済成長と企業文化

第2次世界大戦に敗れた直後の日本経済はほとんど壊滅状態であったが、朝鮮戦争時の特需景気、1950年代半ば頃からの神武景気を経て、急速に回復し、産業構造も戦前の軽工業中心から重化学工業中心へと大きな転換を遂げた。1955年～1972年の経済成長率は、年平均ほぼ10%に達するという世界の工業国でも群を抜く高さを示した。この期間に鉱工業生産は約9倍、貿易額は11倍余という驚異的な伸びを示している。1970年には自由主義国ではアメリカに次いで世界第2位の地位を占めるに至った¹¹⁾。このような高度経済成長の担い手は企業戦士と呼ばれたいわゆるサラリーマンであった。私の父親は1919年（大正8年）生まれのフィリピン戦線からの復員組であるが、戦前に川崎重工業に就職し、戦後川崎製鉄に復帰した。典型的な企業戦士であり、朝早くから夜遅くまでそして家に帰ってきてからも「鉄は国家なり」を口癖に日夜仕事に没頭していた。家族にそして国民にひもじい思いをさせまいと奮闘していた。国家を口にする戦争経験を持ったこの世代はまだよとして、年代が下るにつれて、国家が企業に取って代わるようになった。歴史的歩みの中で集団主義的傾向を持続する日本人にとって企業はちょうど都合のよい集団となったのである。個に重きを置く日本国憲法の制定や様々な民主化政策が実施されたにもかかわらず、日本人の精神性の変革は遅々として進まず、こうして個人の生活よりも企業そのものを優先する企業文化が再生産されていった。学生時代に政治闘争や学園闘争に明け暮れた団塊世代

の大多数も大学を卒業すると、大企業に就職し、あの学生時代を忘れたかのように企業文化に染まっていた。特に圧倒的人数を誇る団塊世代は企業内における出世競争も激しく、好むと好まざるとにかかわらず競争に巻き込まれ、そのうちごく自然に企業社会へと没入していった。明治維新と第2次世界大戦敗戦による体制の大変革を経ながらも、日本人の精神性はその根本において何ら変革されずに生き残り続けたことは大変興味深いことである。

5. ボランティア元年と NPO 運動

ボランティアを最も簡単に定義すると、経済的な利益を得ないで（無報酬）、自ら進んで（自発的）、社会的に役に立つこと（社会貢献）を行う人ということになるであろうか。つまり自立、自律、主体性、自発性、自己責任、社会貢献、公共心、思いやりなどの「個の確立」という概念に極めて近い要素を持っているのがボランティアと言えるのではないかと認識している。

1995年1月17日未明阪神淡路大震災が起き、未曾有の大災害となった。このとき全国から140万人とも150万人とも言われる多数のボランティアが阪神・淡路地区に入り、被災者の救援活動を行った。その働きはめざましく、多くのものを失って打ちひしがれている被災者たちに生きる希望と勇気を与えたことはその後の復興への確かなエネルギーとなった。これらの働きを通してボランティアが社会的な地位を確立したことが、この年がボランティア元年と呼ばれるようになった所以である。

ボランティアと言えば今までどちらかと言うと社会の片隅に咲いているきれいな花というようなイメージで、好感は持たれるものの社会の中ではそれほど影響力のあるものではないと考えられがちであったが、ボランティア元年以降社会的役割としてのボランティアの働きを積極的なものとして考えるようになった。この流れを受けて超党派の国会議員

有志による議員立法の形で国会に提出されたのが特定非営利活動促進法（通称 NPO 法）である。この法律は福祉やまちづくり、環境保護、国際協力などボランティアが中心となって行われてきた非営利活動をやりやすくそしてより活発にするために、これら非営利組織（NPO）に簡易に法人格を与えることができるようにしたものである¹²⁾。衆議院、参議院両院にて異例の全会一致の可決を経て、1998年12月1日から施行されている。NPO 法人格取得の数は予想をはるかに上回るペースで進み、2006年8月末現在で28,238もの団体が NPO 法人格を取得し、それぞれの使命に基づいて活動を展開している。

NPO 運動のエネルギーは強い個人の思いや願いである。今まで私たち日本人は社会関係において何か思いや願いがある時には役所に向いて嘆願し、時には反体制的、反社会的とのレッテルを貼られたりしながら運動し、かなわぬ場合はいつしかあきらめることしかできなかった。役所がお上であり、個人は下々でしかなかったのである。ところが、NPO 法の施行以降明らかに流れは変わり、個人がある思いや願いを持った時に役所に頼らずに自分たちで何とかしようという動きが顕著になってきた。個人が思いを共有する人を募り、組織化して、社会化する過程が NPO 運動がたどる道であるが、社会化の過程ではもともと主体的、自主的、自発的に始められた運動なので、当然自己責任が生じ、自律（自立）が求められる。ここでは「個の確立」が大前提となるゆえんである。かくて NPO 運動の進行具合と「個の確立」は必ず連動し、共なる発展が市民社会の確立へと繋がるのである。

NPO 運動を進行させる要因に行政の事情があることも見逃せない。高齢化社会が進行する中で行政に対するニーズが多様化し、公平・平等・画一化を行動原理とする行政組織ではもはや対応できなくなり、また緊縮財政がそれに輪をかけている現状で、行政の側から NPO との協働を呼びかける実情は

NPO 運動の追い風である。そして NPO 運動の発展が今までの日本社会を根底から変革していくだろうと確信している。

おわりに

「市民の、市民による、市民のための社会」である「市民社会」は何よりも個人の尊厳が最優先される社会である。その社会の仕組みは個人の思いができるだけ可能な範囲で実現できるように作られている。多数決原理に立つ民主主義体制はそのような仕組みの1つであり、現状ではこれを上回る仕組みはないと言っても過言ではない。ひとりの王様のために他の個人が抑圧される絶対主義体制を、市民の力を結集して転覆させた経験を持つヨーロッパ社会と、もともと何もないところに個人が入り、その個人のために社会を築いていったアメリカ社会で発展していった「市民社会」はまさしくひとりの市民＝個人がまずその存在の根拠になっている。

一方この小論において展開してきた日本社会の歴史的歩みは「個」に対する考え方において欧米社会

と際立った違いをみせている。歴史形成の過程においてどちらかと言うと集団主義的傾向が強くなっていった日本では社会の秩序をまず優先し、個人の思いは後ろに下がらざるを得なかった。日本社会でよく言われる「和をもって尊しとせよ」という言葉は個が確立している場合には世界に誇るすばらしい行動原理となりうるが、過去の日本ではどちらかと言うと個を抑える言葉として用いられてきた。

しかし、今現在日本も大きな転換期にある。静かな市民革命とも言うべきボランティア・NPO 運動が進行し、社会の仕組みが革命的に変わろうとしているのである。世界地図で見ると小さな小さな島国であり、天然資源も乏しい日本が、GHQ によるごくわずかの期間の占領支配を除くと全く他国から侵略もされずに、そして今やアジア随一の先進国として繁栄しているのは日本国民そして日本文化の優秀さ故であると誇りに感じるができるが、それだけにこれから日本がめざす市民社会構築に向けて、日本的な「個の確立」がどのようになされていくのか楽しみなことである。

引用文献

- 1) 山口定 (2004) 「市民社会論」 初版 有斐閣 東京 pp. 3 - 4
- 2) 山本博文 (2003) 「切腹」 初版 光文社 東京 pp. 19
- 3) 五味文彦・高埜利彦・鳥海靖 (2003) 「日本史研究」 第7刷 山川出版社 東京 pp. 467
- 4) 齊藤総衛 (1984) 「YMCA オリエンテーションシリーズ」 初版 日本 YMCA 研究所 東京 pp. 56
- 5) 奈良常五郎 (1967) 「日本 YMCA 史」 第2刷 日本 YMCA 同盟出版部 東京 pp. 262
- 6) 奈良常五郎 (1967) 「日本 YMCA 史」 第2刷 日本 YMCA 同盟出版部 東京 pp. 214
- 7) 米良重徳 (1977) 「日本 YMCA 少年事業史」 日本 YMCA 主事論文 pp. 34 - 35
- 8) 大利一雄 (2005) 「グループワーク 理論とその導き方」 第2刷 勁草書房 東京 pp. 5 - 9
- 9) 大利一雄 (2005) 「グループワーク 理論とその導き方」 第2刷 勁草書房 東京 pp. 10 - 11
- 10) 三浦展 (2005) 「団塊世代を総括する」 初版 牧野出版 東京 pp. 28
- 11) 杉原荘介・黛弘道・丹下徳彦・金井圓・鳥海靖 (2000) 「日本史の基礎知識」 第20刷 有斐閣 東京 pp. 489 - 490
- 12) 雨宮孝子・小谷直道・和田敏明 (2004) 「福祉キーワードシリーズ ボランティア・NPO」 第2版 中央法規 東京 pp. 28